

常用発電機 整備仕様書(案)

1 適用

この特記仕様書は、地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院（以下 中央病院）が発注する、常用発電機 整備に適用するものであり、本特記仕様書に明記なき一般事項については、山梨県県土整備部土木工事共通仕様書によるものとする。

2 目的

B1 階に設置させている常用発電機設備において、シリンダーヘッドより水漏れが発生したため、部品交換修繕を行う。

3 履行場所

山梨県甲府市富士見一丁目 1－1

4 施工の原則

本業務の実施に当たっては、仕様書、修繕契約書に基づいて行うものとし、これらに明記なき事項、疑義が生じた時には監督員と協議しなければならない。

5 作業範囲

本業務の作業範囲は次のとおりとする。

常用発電機 整備

- ① 10,000h 点検 1 式
 - ② エンジンハーネス関連 1 式
 - ③ 冷却水配管 1 式
- ※交換部品については別紙部品表を参照すること。
その他必要なもの

6 作業場の留意点

下記の点に留意し、作業を行うものとする。

- 1) 作業を行う前に監督員と綿密な打合せを行うこと。
- 2) 作業は他の機器や設備に損傷を与えないように行うこと。
- 3) 試験点検で使用する機器等については、全て請負者が用意すること。
- 4) 試験点検中に部品の破損、紛失等が生じた場合は、請負者の責により取替を行うこと。
- 5) 作業の結果不具合を発見した場合は、監督員と協議し、軽微なものについては修理、調整を行うこと。
- 6) 本特記仕様書に記されていない事項であっても、装置の機能上当然必要とされる点検試験等については行うこと。
- 7) 安全対策には万全を期すこと。
- 8) 作業実施日については、監督員と協議するものとする。
- 9) 部品交換作業においては、冷却塔からの落下に十分注意すること。

7 暴力団排除

「山梨県暴力団排除条例の施行に伴う、公共工事からの暴力団排除」を目的として、請負者は、下請負者を用いる場合には、金額・工種の如何にかかわらず、各種許可書を確認し、その書類を提示すること。

8 保証期間

本業務における補修対象機器の保証期間については、中央病院の取扱いに起因する損傷等の場合を除き、検収の日から1年とする。

9 提出書類

提出すべき書類、報告書は次のとおりである。これらの書類は原則としてA4サイズとする。

報告書	1部（紙）
作業写真	1部
その他必要なもの	1部